

設計等の業務に関する報告書作成の手引き

(協 会 版) ver07

2019 年 4 月

一般社団法人三重県建築士事務所協会

目 次

設計等の業務に関する報告制度について	3
1 年次業務報告制度の根拠	4
2 報告義務違反に対する罰則等	4
3 業務報告制度の趣旨	5
4 業務報告提出期限	5
5 業務報告の様式	5
〔報告書 第一面〕 第 6 号の 2 書式	6
〔報告書 第二面〕 " "	7
〔報告書 第三面〕 " "	8
〔報告書 第四面〕 " "	9
〔報告書 第五面〕 " "	10
6 各様式の記載方法	11
〔報告書 第一面〕 第 6 号の 2 書式	11
〔報告書 第二面〕 " "	13
〔報告書 第三面〕 " "	18
〔報告書 第四面〕 " "	19
〔報告書 第五面〕 " "	20
7 報告書の提出方法	21

設計等の業務に関する報告制度について

一般社団法人三重県建築士事務所協会（以下三重県建築士事務所協会という）版

建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関する報告書を、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、都道府県知事（社）三重県建築士事務所協会）に提出することが義務づけられています。

業務報告が何故必要なのか？

構造計算書偽装事件を受けた建築士法改正で、建築士事務所の情報開示としての提出、及び知事による閲覧の義務が定められました。

※ 建築士法第23条の6（設計等の業務に関する報告書）〔平成19年6月施行〕

何を報告するのか？

報告事項は、次の4項目の内容を報告することとなります。

- ① 当該事業年度における事務所の業務の実績、② 所属建築士の氏名等③ 建築士ごとの業務の実績、④ 管理建築士の意見の概要

報告書を提出しないとイケないのか

改正建築士法により「報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして報告書を提出した者」には、30万円以下の罰金が科せられることになりました。また行政処分としての懲戒等の対象になります。※ 建築士法第41条

報告書はいつ出すのか？

改正建築士法が施行された平成19年6月20日以降、新たに始まった事業年度分について、その事業年度が終了して三ヶ月以内に提出していただく必要があります。

どのような報告書の様式は？

報告書様式は、国土交通省令で定められていますが、記入・提出用は、三重県建築士事務所協会のホームページからダウンロードが可能です。

どこへ提出するのか？

三重県では、三重県建築士事務所協会に提出していただくこととしています。

どのように提出するのか？

所定の様式（ワード）に記入していただき、その電子データを紙に打ち出して1部提出していただくこととしています。

年次業務報告書の様式、記入すべき内容、記入方法、提出方法などは、以降でもう少し詳しく説明します。

1 年次業務報告制度の根拠

(1) 業務報告書の提出の義務化

建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号：平成18年6月20日公布、平成19年6月20日施行）により改正された建築士法第23条の6による。

法第23条の6（設計等の業務に関する報告書）

建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事（三重県では三重県建築士事務所協会に）に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要
 - 二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名
 - 三 前号の建築士の当該事業年度における業務の実績（当該建築士事務所におけるものに限る。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- ・ 所属建築士の種別、登録番号、建築士定期講習受講日及び管理建築士はその旨
 - ・ 管理建築士による意見の概要（法第24条第3項）

(2) 閲覧の義務化

改正建築士法第23条の9による。

法第23条の9（登録簿等の閲覧）

都道府県（三重県では三重県建築士事務所協会）は、次に掲げる書類を一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 登録簿
- 二 第23条の6の規定により提出された設計等の業務に関する報告書
- 三 その他建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの

2 報告義務違反に対する罰則等

(1) 刑事罰

建築基準法違反に対する罰則強化と共に、改正建築士法で新たに定められた義務に対して、新たな罰則が定められた。

法第41条（建築士法上の罰則等）

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 事務所登録事項の変更の届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者
 - 二 第23条の6の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして報告書を提出した者
 - 三～九（略）
- ・ 構造計算書等の証明義務違反
 - ・ 事務所における帳簿備付け義務違反
 - ・ 事務所開設者の契約時書面交付義務違反など

(2) 行政処分

刑事罰とは別に、建築士法で定める建築士の懲戒、建築士事務所に対する監督処分の対象となる。(戒告、業務停止、免許又は登録の取消など)

3 業務報告制度の趣旨

(1) 業務報告制度は、「建築主にとって建築士事務所を選択するための十分な情報開示がなされていない」との反省から、消費者ニーズに応じていくために創設されたもの。

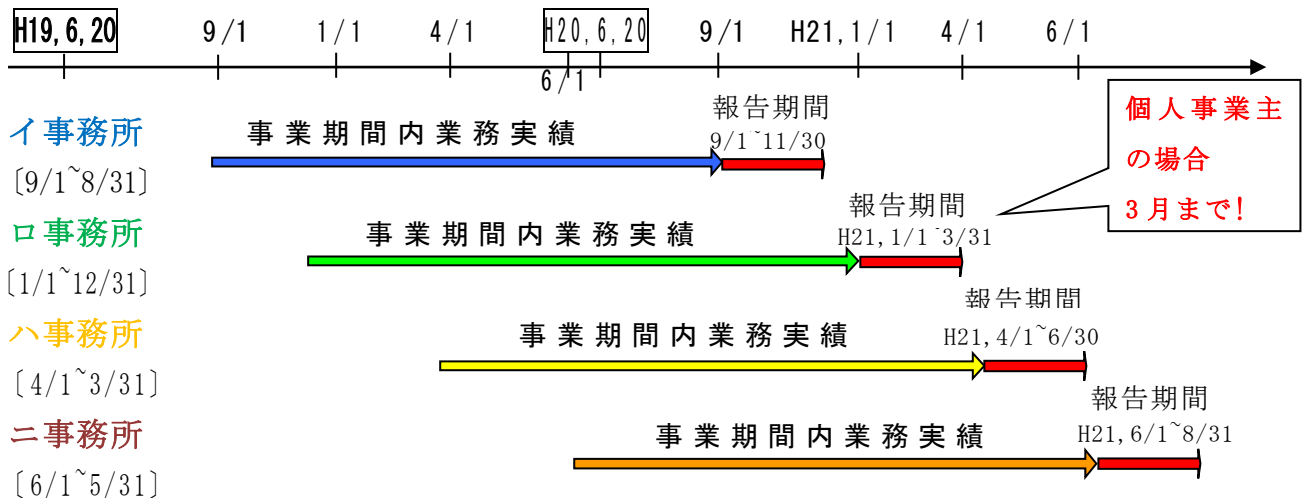
業務報告は、当該建築士事務所が、どのような業務に実績があるかを建築主や消費者に情報開示することを目的にしている。

(2) 従って、業務実績を記載することが、「消費者に自分の実績をオープンにする」「建築士事務所のPR」という認識で「私の事務所は、このように運営していますので見てください」という視点で報告書を作成することが望まれる。(新築の設計、増築・改修の設計、耐震補強設計での実績の明示、事務所の体制など。)

4 業務報告の提出期限

業務報告制度は、改正建築士法が施行された平成19年6月20日以降に、新たに始まる事業年度(税務会計の年度です)分の業務について、その事業年度終了後三月以内に都道府県知事(三重県では三重県建築士事務所協会)に提出することとなります。

具体的に例示すると、次のとおりです。



5 業務報告の様式

(1) 様式の入手

① ホームページからのダウンロード

○三重県建築士事務所協会 ホームページ <http://www.sekkei-mie.jp/>

(ページ右欄上部の「建築士事務所の登録」の様式等ダウンロードのページの業務報告のところ)

② ダウンロードが不可能な場合

三重県建築士事務所協会会員の方には郵送等いたします。

連絡先：〒514-0037 三重県津市東古河町8番17号システックビル4階

TEL 059-226-4416 FAX 059-224-9297

(2) 報告書の様式

様式は、「ワード」形式を用意しています。その様式は次のとおりです。

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

三重県知事 へ

三重県指定事務所登録機関

一般社団法人 三重県建築士事務所協会 会長 へ

年 月 日（和暦）

（ ） 建築士事務所 三重県知事登録第 ー 号

名 称

所在地

電 話

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

番

印

法人又は個人の区別	報告期間（和暦）
法人 ・ 個人	年 月 日 ～ 年 月 日

〔記入注意〕

- 1 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。
- 2 建築士事務所の開設者が法人である場合には法人実印（登記印）を押印すること。
- 3 報告期間には当該報告を行う決算年度（個人事務所の場合は原則1月1日から12月31日まで）を記載すること。

【作成担当者】

氏 名：
TEL：
FAX：

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び <u>管理建築士である場合</u> にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日 ※建築士定期講習の受講年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合は、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日 ※構造・設備一級建築士定期講習の受講年月日
計					一級建築士	名	
					二級建築士	名	
					木造建築士	名	
					構造設計一級建築士	名	
					設備設計一級建築士	名	

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入してください。
- 2 建築士事務所の開設者と管理建築士が同一である場合は、意見の概要欄に「該当無し」と記入してください。該当無しの場合であっても、第五面の添付を省略することはできません。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日

6 各様式の記載方法

(1) 〔報告書：第一面〕

① 「報告者」欄

ア 事務所登録番号

「一級、二級、木造」建築士事務所の別を（ ）内に記入する。

事務所登録番号は、報告時点で有効な登録番号を記載する。

〔例：第 1－5 4 3 2 1 号〕

イ 名称

登録済みの建築士事務所名称を記載する。

ウ 所在地、電話番号

建築士事務所の住所、電話番号を記載する。

エ 報告者

○ 法人の事務所にあつては、法人名と代表者氏名を記載し、代表者印（法務局登録印）を押印する。

○ 個人の事務所にあつては開設者名を記載し押印する。（認印でも可）

オ 作成担当者

報告書を作成した担当者の連絡先を記入する。

（氏名、電話番号、FAX番号をもれなく記入する）

② 「報告期間及び始期、終期」欄

ア 報告期間は、報告に係る**事業年度（税務会計年度）**をいい、事業年度開始月の属する年号年をもって表示する。

〔例：決算日が12月31日の場合、

「H〇〇年 1月1日～H〇〇年12月31日と表記。〕

イ 始期とは、事業年度の始期、終期とは事業年度の終期をいう。

〔上記の例では、「H〇〇年 1月 1日」を始期、

H〇〇年12月31日を終期として記入することになる。〕

記入例

この記入例は事業年度が1月1日から12月31日の事務所を想定しています。

建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類と内容を整合すること。

第六号の二書式(第二十条の三関係)

建築士法23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書
(第一面)

建築士法第23条6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

報告の日(報告郵送日)です。※受理日は、報告書到達日となります。
事業年度の経過後 3か月以内に提出してください。

三重県知事 様
三重県指定事務所登録機関
一般社団法人 三重県建築士事務所協会 会長 あて

平成21年 3月15日

(一級)建築士事務所 三重県知事登録第1-54321号

事務所の
登録番号を
正確に!!

名称 株式会社 一級建築士事務所〇〇設計
所在地 津市 広明町2番地 〇-〇〇-〇
電話 059-224-〇〇〇〇

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

法人の場合

[法人開設者]

法人名 株式会社〇〇設計
代表者氏名 代表取締役 三重 太郎 印

法人印

個人の場合

[個人開設者]

開設者名 〇 〇 〇 〇 印

報告に係る事業年度を記入します。
事業年度の開始月の属する年号とします。

- ・ 法人の場合は法務局登録印 (法人実印)
- ・ 個人の場合は認印で可。

法人又は個人の区別	報告期間
法人 ・ 個人	年 月 日 ~ 年 月 日

[記入注意] 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

事業者ごとに定められている事業年度(税務会計年度)の始期及び終期の年月日です。(個人の場合は1月1日~12月31日となります。)

(2) [建築士事務所の業務の実績：第二面]

① 記載順序

記載順序は、「記入注意」のとおり、直近のものから順次、当該報告年度分を記載するものとし、記入例にならって記載してください。

② 記載すべき業務範囲

ア 記載すべき業務範囲は、建築士事務所として依頼を受けた（受託の契約をした）「建築物の設計」、「工事監理」及び法第21条に定める「その他の業務」です。

- 「建築物の設計」には、建築主から直接に設計の委託を受けた場合のほか、元請建築士事務所から、下請業務として設計の一部を行った場合を含みます。

（構造設計のみ、設備設計のみを受託する場合など）。

- 「工事監理」には、工事監理のみの依頼を受けた場合は「工事監理」と、設計と併せて依頼を受けた場合は「設計及び工事監理」と記載します。

- 「その他の業務」としては、①建築工事契約に関する事務、②建築工事の指導監督、③建築物に関する調査又は鑑定（耐震や腐食度合い等の診断等）、④建築に関する手続きの代理（いわゆる代願）などがあります。

これらの「その他の業務」については、主要な業務（中高層建築物など大型案件に係る業務等）のみの記載で結構です。

また「設計・工事監理」に付随して行われるこれら「その他の業務」は、主たる受託業務である「設計・工事監理」に含めて差し支えありません。

なお主たる業務のサービスとして行なった業務は、記載の必要はありません。

- 「建築物に係るコンサルティング」のみを行っている場合などは、「コンサルティング」を業務実績として記載していただきます。

※業務実績を記載することが、「消費者に自分の実績をオープンにする」「建築士事務所のPR」という認識で「私の事務所は、このように運営していますので見てください」という視点で報告書を作成することが望まれます。

- 第二面に記載した実績は、第四面にも必ず記載してください。

③ 各欄の記載方法等

ア 「建築物所在地」欄

- 建築物所在地は、設計、工事監理等をした建築物の所在地の都道府県名のみを記載します。（計画案件については、計画地の都道県名となります。）

イ 「建築物の用途」欄

- 建築物の用途は、当該建物の建築確認申請書に記載された（記載される予定の）、或いは、現に供している「用途」を記載します。

ウ 「構造及び規模」欄

- 構造及び規模は、当該建物の建築確認申請書に記載された（記載される予定の）、或いは、現存の建築物の構造及び規模を記載します。

・木造（W）、鉄骨造（S）、鉄筋コンクリート造（RC）、鉄骨鉄筋コンクリー

ト造（SRC）などで表記します。（略号記載可）
複合構造の場合は、主要（過半）構造を記載します。

- ・規模は、階数と延べ面積で表記します。地階がある場合は「地階1階地上5階建」のように記載し、地階が無い場合は、単に「3階建」のように記載します。
- ・増築、改築、修繕等の業務の場合は、増改築等に係る面積を記載します。

エ 「業務内容」欄

- 業務内容は、「設計」「工事監理」「その他業務」の大区分を念頭に、具体的業務を記載します。
 - ・「設計」の場合、新築設計にあっては単に「設計」と、増築、改築、耐震補強等の設計にあっては、「増築設計」「改築設計」「耐震設計」等と記載します。
 - ・設計と工事監理を併せて委託を受けた場合は「(〇〇)設計・工事監理」と記載し、工事監理のみの場合は「(〇〇)工事監理」と記載します。
 - ・その他業務としては、「工事監督」「調査・鑑定(診断)・コンサルタント」「確認代願、定期報告」などと記載します。

オ 「契約期間」欄

- 契約期間は、建築主又は元請設計事務所から委託を受けた契約期間を記載します。工期延期があった場合は、実際に業務を完了した日となります。
なお、契約前の協議、調整、提案など準備行為は期間に含みません。
- 業務が事業年度の切り替え時期をまたぐ場合は、「業務完了日」の属する事業年度分の実績として報告します。

書類脱落に備えて登録番号を正確に記載を！！

登録番号：第 一 号

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

都道府
県名の
み

[記入注意]
1 当該事業

構造は主要部の構造を、
増築改築は当該面積を表記

増築、改築等が
分かるように

記載順序等は、業
務終了日を基準に
表記を

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構 造 及び規模	業務内容	期 間
三重県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 3階建 延5,000㎡	設計及び 工事管理	平成20年 8.1 ~20 10
三重県	店舗併用 住宅	木造三階建 235㎡	設計・ 工事監理	H20.4.15 ~H20.9.14
愛知県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階建 延8,000㎡	設計・ 工事監理	H19.10.1 ~H20.7.10
三重県	病院	鉄骨造 4階建 延580㎡	増築設計・ 工事監理	H19.6.21 ~H20.6.30
三重県	中学校	鉄筋コンクリート造 4階建 鉄骨造 1階建 延12,000㎡	耐震調査 補強設計	H19.12.20 ~H20.4.30
滋賀県	事務所	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階 延7,600㎡	(修繕)設計 工事監理	H19.1.25 ~H19.10.30

建築確認上の用途

当該年度の事
業を記入

完了日が新し
いものから順
に記入

④ 記載の具体的方法

ア 記載業務と記載方法の基本的考え方

設計、工事監理、その他業務等の委託を受ける場合、複数或いは複合的な業務形態となる場合があります。

そうした場合の記載単位の考え方は、次のとおりです。

契約単位 → 敷地単位 → 建築確認単位 → 建物単位

※この表に記入しきれない場合は、別紙に記入して添えてください。

イ 具体的記載方法

- 一件の受委託契約において複数の建築物の設計等を行った場合は、次のとおり記載します。

例1 一契約で、一団の土地に複数の建築物を設計等した場合

① 一団の土地の4棟からなるマンションの新築

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
三重県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 延 8,500 m ² 地下1階 地上10階建 鉄筋コンクリート造 延 4,200 m ² 地下1階 地上6階建 鉄筋コンクリート造 4階建 延 2,000 m ² 鉄骨造(駐車場棟)3階建 延 1,500 m ²	設計・工事監理 " " 設計	H19, 10, 5 ~ H20, 9, 30

※ 一群のマンションは、まとめて記載可。

小規模附属建築物は省略可（以下同）

② 一団の土地の2棟からなる工場の改築設計+工事監理

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
三重県	工場	鉄骨造(工場棟)2階建 延 12,000 m ² 木造(事務所棟)2階建 延 280 m ²	改築設計 工事監理	H19, 5, 15 H20, 2, 10

※ 一事業所の複数建築物群は、まとめて記載可。

例2 一契約で、複数の土地に複数の建築物を設計等した場合

① 離れた土地のマンションの新築設計+工事監理

(一箇所は2棟、もう一箇所は1棟の場合)

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
三重県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 6階建 延 3,000 m ² 鉄筋コンクリート造 3階建 延 900 m ²	設計・工事監理	H19, 5, 15 H19, 11, 30
三重県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 10階建 延 8,500 m ²	設計・工事監理	H19, 5, 15 H19, 11, 30

※ 建築場所が離れている場合は、それぞれ行を変えて記載。

一敷地のマンションは、まとめて記載可。

② 一箇所、一団の建売住宅地等に、木造2階建8棟を設計した場合

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
三重県	戸建住宅	木造 2階建 100~135 m ² 計8棟	設計	H19, 5, 15 H19, 11, 30

※ 連続した一団の住宅地（連坦した区画など）での複数の木造2階建（在来、2×4、壁工法等）は、まとめて記載可。

※

③ 場所の離れた二箇所の建売住宅地に、木造2階建を3棟と5棟の設計及び代願した場合

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
三重県	戸建住宅	木造2階建 各 90～110㎡ 計3棟	設計・代願	H19, 5, 15 H19, 11, 30
三重県	戸建住宅	木造2階建 各 90～110㎡ 計5棟	設計・代願	H19, 5, 15 H19, 11, 30

※ 離れた住宅地での複数の木造2階建は、住宅地ごとにそれぞれ行を変えて記載。

例3 場所の離れた二箇所の建売住宅地に、木造2階建、木造3階建、鉄骨造3階建を混合で設計監理した場合
（一箇所は、木造2階1棟、木造3階2棟、鉄骨造3階2棟
他の一箇所は、木造2階2棟、木造3階3棟、鉄骨造2階5棟）

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
三重県	戸建住宅	木造2階建 100㎡ 木造3階建 120～140㎡2棟 鉄骨造3階 140～150㎡2棟	設計	H19, 5, 15 ～ H19, 11, 30
三重県	戸建住宅	木造2階建 130㎡ 2棟 木造3階建 120～140㎡3棟 鉄骨造3階 140～150㎡5棟	設計	H19, 5, 15 ～ H19, 11, 30

※ 離れた住宅地での複数の建築物の場合、①場所ごとで行を変える、②木造2階、木造3階、鉄骨は、構造ごとにまとめて記載可。

例4 病院の増築設計と耐震調査を行った場合

（増築は鉄骨3階建、増築面積300㎡、調査は本館RC 10,000㎡）

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
三重県	病 院	鉄骨造 3階建 増築 300㎡	増築設計	H20, 2, 15 H20, 4, 30
三重県	病 院	鉄筋コンクリート6階建 10,000㎡(耐震コンサル)	耐震調査	H20, 2, 15 H20, 4, 30

※ 増築設計の場合は、増築に係る面積を、改修の場合は改修面積を記載。
業務対象と内容が異なる場合は、2行で記載。

まとめでの記載に疑義がある場合は、建築物ごと(棟ごと)に記載してください。

⑤ 報告すべき業務実績が皆無の場合

ア 当該事業年度中に、報告すべき業務実績が皆無の場合は、一行目の「建築物所在地都道府県」欄に「業務実績なし」と記載します。

イ 業務実績が無い場合も、様式の添付省略は認められません。

(3) 〔所属建築士名簿：第三面〕

① 記載対象

当該事業年度内に建築士事務所に所属した全ての建築士（管理建築士を含む）について記入してください。

② 各欄の記載事項

ア 「建築士としての登録番号」は、建築士免許証の登録番号を記載します。なお、同一人物で建築士免許登録の種別が複数ある場合は上位級のみ記入してください。

イ 管理建築士である場合は「一級・二級・木造の別」欄の下段に「管理建築士」と記載します。

登録番号：第 一 号

書類脱落に備えて登録番号を正確に記載を！！

(第三面)

所属建築士名簿

直近の定期講習の受講年月日(構造・設備については右欄)

構造・設備設計一級建築士の交付番号

構造設備一級建築士の定期講習受講年月日

氏名	登録種別	登録番号	都道府県	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日 ※建築士定期講習の受講年月日	構造種別	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日 ※構造・設備一級建築士定期講習の受講年月日
三重 太郎	一級建築士 管理建築士	39625	(三重県)	H20.12.18	構造一級	57890	H21.3.25
三重 太郎	一級 管理建築士	6543210		H20.12.18	構造一級	789012	H20.12.10
桑名 二郎 (~H20.5)	一級	5432101		未			
四日市 三郎 (H20.6~)	二級	4567	三重県	H20.12.18			
計				一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	2 1 1 1 1	名 名 名 名 名	年度内の退職・採用を含む

当該事業年度内に所属したすべての建築士（管理建築士を含む）を記載(年度途中で変更があった場合は、その旨を記載)

年度内の延べ人数

- ウ 二級建築士及び木造建築士である場合は、免許を受けた道府県名を当該欄に記載します。
- エ 「定期講習受講年月日」欄は、平成20年12月1日以降において、「建築士事務所に所属する建築士は(3年度ごと(3月末基準)に1回)、講習をうけなければならない(法第22条の2)」として義務づけられた「所属建築士の定期講習」の受講年月日を記載します。未受講の場合は、「未」と記載してください。

(4) [所属建築士の業務の実績：第四面]

① 記載すべき実績の範囲

ア この様式での報告は、所属する各建築士がどのような建築物の設計等を行ったかの業務実績を情報公開していくためのものです。

従って、建築士事務所の業務の実績(第二面)に記載したすべての業務について、どの所属建築士が行ったかが分かるように記載する必要があります。

イ 建築確認申請書の「設計者」欄の「代表となる設計者」となっている建築物案件は無論、当該設計に関与した「その他の設計者」として名を連ねている建築士は、当然にこの建築士別業務報告の対象となります。

ウ 記載は、設計及び工事監理を中心とし、その他の業務としての「建築工事の指導監督」、「建築物に関する調査、鑑定」「代願」などの記載は、省略して差し支えありません。

登録番号：第 一 号					
(第四面)					
所属建築士の業務の実績					
書類脱落に備えて登録番号を正確に記載を！！					
建築士ごとの案件順記載	三重県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 3階建延500㎡	設計及び 工事管理	H19.8.1 ~20.1.10
所属建築士の氏名	建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
三重太郎	三重県	共同住宅	RC造 地上6階 地下1階 延8,000㎡	業務分担した場合の 形態が分かるように	
三重太郎	三重県	病院	鉄骨造 4階建 延 580㎡	工事監理	~H20,6,30
桑名二郎	三重県	共同住宅	RC造 地上6階 地下1階 延8,000㎡	(構造)設計 工事監理	H19,10,1 ~H20,7,10
桑名二郎	三重県	中学校	RC造 4階建S造 1階建 延12,000㎡	耐震補強 設計	H19,12,20 ~H20,4,30
四日市三郎	三重県	中学校	RC造 4階建S造 1階建 延12,000㎡	耐震調査	H19,12,20 ~H20,4,30

ア 記入方法は、所属建築士ごとに、当該事務所におけるものに限って、直近のものから順次記載します。

イ 一の建築物について、例えば意匠設計をA建築士、構造設計をB建築士、設備設計をC建築士が行った場合は、ABCそれぞれの建築士の実績として当該建築物について記載し、「業務内容」欄へ「設計及び工事監理（構造）」等と、それぞれの建築士が受け持った分野を（ ）書きで表記します。

ウ 「建築物の所在地」から「業務期間」までの各項目の記入方法は、「建築士事務所の業務の実績：第二面」と同じです。

エ 当該事業年度中に、報告すべき業務実績が皆無の場合は、所属建築士の氏名のみ記載し、「建築物所在地都道府県」欄に「業務実績なし」と記載する。
（業務実績が無い場合も、第四面の添付省略は認めない。）

(5) 【管理建築士による意見の概要：第五面】

ア 建築士法第24条第4項の規定により管理建築士が事務所開設者へ意見を述べた場合は、当該事業年度の直近のものから、順次その意見の概要を記載する。

イ 当該事業年度中に、報告すべき意見が皆無の場合は、管理建築士の氏名のみ記載し、「意見の概要」欄に「意見無し」と記載する。

ウ 事務所開設者と管理建築士が同一の場合については、管理建築士の氏名のみ記載し「意見の概要」欄に「該当無し」と記載する。

（該当が無い場合でも、第5面の添付省略は認めない。）

登録番号：第 一 号

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

書類脱落に備えて登録番号を正確に記載を！！

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入してください。
- 2 建築士事務所の開設者と管理建築士が同一である場合は、意見の概要欄に「該当無し」と記入してください。該当無しの場合であっても、第五面の添付を省略することはできません。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
三重 太郎	設計業務の期間を十分確保するよう助言した。 <u>帳簿に記載された意見を新しいものから記入。 意見がない場合は、「意見無し」と記入。</u>	平成21年3月5日

7 報告書の提出方法

(1) 提出先

各建築士事務所の開設者の方には、業務報告書を提出していただくこととなります。ただし、建築士法は「当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出」とありますが、三重県では、業務報告書の提出は

一般社団法人 三重県建築士事務所協会へお願いします。

住所：〒514-0037 三重県津市東古河町 8 番 17 号システックビル 4 階

TEL 059-226-4416 FAX 059-224-9297

(2) 提出方法

- ① 報告書（第一面）に、押印して郵送又は持参により、上記提出先へ1部提出していただきます。
 - 郵送の場合は、封筒の表に 建築士事務所業務報告書在中 と朱書してください。
 - 控えが必要な方は2部作成・提出してください。
 - 郵送の場合で控えが必要な方は2部作成のうえ、返送用封筒（返信先を記入・切手を貼付したもの）を同封してください。1部に受付印を押印して返送します。